

## みんなで行う環境活動を 応援します

☎ 環境政策課 ☎ 内線2523

環境のために、市民のみなさんが取り組む活動を助成します。

### ◆対象事業

市民が中心となって継続的に活動している市内拠点の非営利団体(過半数が市民)が、平成27年度に実施する次の事業

- ・公害防止、地球温暖化防止、緑化を進める事業
- ・自然環境の保護に関する事業・環境に関するセミナーや講座、資料作成など知識の提供に関すること
- ・環境に関する調査や研究

### ◆助成金額

事業経費の2分の1(1団体1事業、上限10万円)

☎ 28年1月15日(金)までに申請書(市ホームページから入手可)と必要書類を同課(第二庁舎2階)へ

※事業実施後でも申請可。三鷹市環境基金活用委員会が審査し、交付の可否を決定します。

## 環境への思いを 標語にしませんか

☎ 環境政策課 ☎ 内線2523

テーマは「みんなで変える三鷹の環境」。優秀作品には賞状と三鷹の森ジブリ美術館ペア招待券を贈呈します。

☎ 在学・在勤を含む市民

☎ 5月7日(木)必着)までに必要事項(15面参照)・作品(1人2点まで)・在学(在勤)の方は学校(勤務先)名を「〒181-8555環境政策課」・FAX 45-5291・✉ kankyo@city.mitaka.tokyo.jpへ

※オリジナルで未発表の作品に限ります。

※優秀作品は、市の出版物や環境関連事業などで使用します。

※表彰は6月27日(土)に開催する「環境活動イベント」で行う予定です。

## 新エネルギー・省エネルギー 設備設置助成金制度

☎ 環境政策課 ☎ 内線2523

地球温暖化防止対策を推進するため、市内で下記の設備を設置した方に、設置費の一部を助成します。

※平成26年度まで実施していた「新エネルギー設備導入助成金」「太陽熱利用システム導入助成金」「高効率給湯器導入助成金」は本助成制度に移行しました。

### ◆新エネルギー設備

#### ◇対象設備

太陽光発電設備(蓄電池あり、なし)、風力発電設備

#### ◇助成金額

設備の最大出力量に対し、1kW当たり20,000円(上限80,000円)。蓄電池を同時設置する場合は100,000円を加算(条件あり)

※蓄電池は太陽光発電設備と同時設置され、太陽光発電設備と連携しているもので、国の補助対象設備として認められているものに限り、※蓄電池単独での交付申請は不可。

### ◆太陽熱利用システム

#### ◇対象設備

- ①強制循環式ソーラーシステム
- ②自然循環式太陽熱温水器

#### ◇助成金額

- ①50,000円、②20,000円

※(-助)ベタリーリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたもので、かつ設置した設備から給湯が行われている場合に限り、※蓄電池単独での交付申請は不可。

### ◆高効率給湯器

#### ◇対象設備

- ①燃料電池コージェネレーション(エネファーム)
- ②自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)
- ③ガスエンジン給湯器(エコウィル)

#### ◇助成金額

- ①30,000円、②③20,000円



※国、東京都の助成対象となった設備についても対象となります。

※設置後6カ月を経過した設備、中古品の設備、リースの設備、転売を目的とする設備の設置は助成の対象となりません。

※設置費が助成額を下回った場合は、その設置費が助成額となります。

☎ 対象設備を自ら所有し使用する市民で、市税の滞納がない方

※新エネルギー設備については市内に事業所などを有する方を含む。

☎ 申請書と必要書類を同課(第二庁舎2階)へ

※いずれも審査のうえ交付を決定し、予算の範囲内で助成します。助成の条件など、くわしくは同課へお問い合わせください。

上記3事業は、みなさんの寄付金などを積み立てた「三鷹市環境基金」を活用しています。

## 【社会保障・税番号制度】マイナンバーを安全に活用するため 「特定個人情報保護評価」を実施しています

☎ 番号制度推進本部事務局 ☎ 内線2192

みなさんの  
ご意見を  
募集中

平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」が公布され、日本国内に住民登録のある全ての方に個人番号(マイナンバー)を付番し、同一人であることを確認するための「社会保障・税番号制度」の導入が決まりました。マイナンバーは、公平・公正な社会の実現や行政手続の利便性の向上、行政の効率化を図るための社会基盤となる番号で、市では法律の定めに従い、今年10月からのマイナンバーの通知に向けた準備に取り組んでいます。

また、この制度では、マイナンバーそのものおよびマイナンバーを含む個人情報(特定個人情報)や特定個人情報ファイルを利用するための対策が十分であることを確認する「特定個人情報保護評価」の実施が、各自治体などに義務付けられており、業務内容や安全対策などを一覧化した評価書を作成し、国の特定個人情報保護委員会へ提出することとなっています。中でも、情報の取扱件数や取扱者数などが国の定める基準に該当する一部の評価書については、国への提出に先立ち市民のみなさんからの意見募集や三鷹市個人情報保護委員会の特定個人情報保護評価部会による第三者点検の実施が必要であることから、現在、市では「地方税の徴収に関する事務」の特定個人情報保護評価書(案)についてのご意見を募集しています。

### 「地方税の徴収に関する事務」の 特定個人情報保護評価書(案)の概要

#### ◆基本情報

特定個人情報ファイルを取り扱う①事務の内容・対象者数・システムやネットワークの機能、②マイナンバーを利用する法律上の根拠、③国の設置するネットワークによる外部機関との情報連携の有無など

#### ◆特定個人情報ファイルの概要

①ファイルの種類・対象者の数と範囲・記録項目、②情報の入手元や提供先・方法・時期や頻度・目的・取扱者数、③外部委託の有無・委託内容・委託する対象者の数と範囲・取扱者数・提供方法・委託先名・再委託の有無、④情報の保管場所・保管期間・消去方法 など

◆特定個人情報ファイルを取り扱う際のリスク対策  
発生する可能性のあるさまざまなリスク(下記参照)について分析し、厳格な情報管理体制、アクセス制御などリスクを軽減させるために実施する措置について記載しています。

●想定されるリスク ①目的外や不適切な方法による情報入手・提供、②不正確な情報の入手・提供、③情報漏えい・紛失・き損、④権限のない者や本来の事務以外での利用、不正な複製、関連付け(ひも付け)、⑤委託先での不正な入手・使用・提供・消去・再委託など

#### ●そのほかのリスク対策

自己点検、監査、職員教育・啓発

### ご意見の応募方法

4月13日(月)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を直接または郵送・ファクス・電子メールで「〒181-8555番号制度推進本部事務局」(市役所5階)・FAX 29-9866・✉ bango@city.mitaka.tokyo.jpへ  
※評価書(案)の全文は市ホームページからご覧になれるほか、同事務局、相談・情報センター(市役所2階)、市政窓口でも配布しています。

### 今後の取り組み

今回寄せられたご意見などは、取りまとめのうえ市ホームページなどで公表する予定です(意見を提出した方の住所・氏名は非公表)。その後、評価書(案)は三鷹市個人情報保護委員会の特定個人情報保護評価部会による第三者点検を受けたうえで、国の特定個人情報保護委員会へ提出し市が公表します。

評価書(案)以外についての疑問やご意見などは、国のマイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178(日本語)、☎0570-20-0291(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)へお問い合わせください(月～金曜日午前9時30分～午後5時30分)。  
※一部IP電話など上記につながらない場合は ☎050-3816-9405へ。